○菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年12月５日

告示第96号

改正　平成21年告示第78号

平成25年告示第157号

平成26年告示第25号

平成28年告示第78号

平成28年告示第47号

令和２年４月１日告示第69号

令和３年３月24日告示第44号

令和４年３月29日告示第56号

（目的）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年８月１日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むのに著しく支障のある法に基づく重度障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（事業の実施）

第２条　この事業の実施主体は、菊池市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の実施に当たって、用具の給付等を適切に実施することができる者（以下「事業者」という。）に事業の実施を委託することができる。

（用具の種目及び給付等の対象者）

第３条　対象者は、市内に居住地を有する障がい者等で、給付等の対象となる用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成９年法律第123号）により、給付等を受けられる者は対象者から除く。

(1)　給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる在宅の障がい者等又は市長がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、１か月以内に施設等から退所し、在宅に戻る予

定の者で、在宅生活のために用具の給付等が必要と認められる場合は給付の対象とする。

(2)　既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案し、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合はこの限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が、部品の交換よりも真に合理的・効果的と認められる場合又は操作機能の改善等に伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付が可能であるものとする。

(3)　用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障がい者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

第４条　用具の給付等の助成を受けようとする障がい者等又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第１号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付(貸与)調査書(様式第２号)を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。また、市長が必要と認める場合は、申請者に対し医師意見書の提出を求めることができる。

(決定)

第６条　市長は、前条の調査により用具の給付等の可否を決定したときには、日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書(様式第３号)により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、菊池市日常生活用具給付(貸与)券(様式第４号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第７条　前条第１項の規定により用具の給付等の決定を受けた者(以下「給付等決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付

等を受けるものとする。

２　前項の業者とは、日常生活用具の販売等を業とするもので、市長と当該事業に係る用具の給付について委託契約を締結したものをいう。

（用具の貸与）

第８条　第６条第１項の規定により用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

２　用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消の決定を行わないときは、１年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第９条　給付等決定者は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

２　前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

（業者への支払い）

第10条　市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

（貸与の取消し）

第11条　市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

(1)　第３条第３号の規定による対象者でなくなったとき。

(2)　貸与の対象となる障害者等でなくなったとき。

(3)　市内に居住地を有しなくなったとき。

(4)　障がい者等が死亡したとき。

(5)　用具の貸与を必要としなくなったとき。

２　市長は、前項の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書（様式第５号）により用具貸与者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条　給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第13条　市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（排泄管理支援用具及び人工内耳用電池の特例）

第14条　市長は、障がい者等の申請の手続きの利便性を考慮し、排泄管理支援用具及び人工内耳用電池については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1)　別表の基準額（月額）の範囲内で１か月に必要とする排泄管理支援用具及び人工内耳用電池に相当する額の２倍（２か月分）の額を給付券１枚に記載して交付すること。

(2)　給付券は、申請１回につき３枚（半年分）まで一括交付すること。

(3)　第９条に規定する費用の負担については、給付券１枚につき必要とする排泄管理支援用具及び人工内耳用電池に相当する給付額について行うこと。

２　第３条第１号の規定にかかわらず、排泄管理支援用具及び人工内耳用電池については、対象者が在宅であることを要しないものとし、市長が生活維持のために給付が特に必要と認めた者については、給付できるものとする。

３　複数の排泄管理支援用具を必要とする者がある時は、第５条に基づき調査を行い、市長が給付を特に必要と認めた者については、複数の用具を給付できるものとする。

（台帳の整備）

第15条　市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付（貸与）台帳（様式第６号）を整備するものとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月１日から適用する。

（菊池市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止）

２　菊池市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年告示第57号）は

廃止する。

（委託業者の特例）

３　平成18年９月30日までに、菊池市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき、市と委託契約を締結している業者については、平成18年度10月以降も委託契約しているものとみなす。

（経過措置）

４　この要綱の施行の際、現に廃止前の菊池市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（平成21年告示第78号）

この要綱は、平成21年10月１日から施行する。

附　則（平成25年告示第157号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成25年４月１日から適用する。

附　則（平成26年告示第25号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成28年告示第47号）抄

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後にされる処分に係る審査請求について適用し、施行日前にされた改正前の菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱に規定する処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年告示第69号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年告示第44号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(令和４年告示第56号)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表(第３条、第10条、第14条関係)

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び難病患者等で寝たきり状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)並びに難病患者等で寝たきりの状態にある者。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者(児)及び難病患者等で自力で排尿できない者。ただし、原則として学	尿が自動的に吸引されるもので、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年

		齢児以上の者			
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者及び難病患者等で寝たきりの状態にある者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が使用者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。ただし、原則として3歳以上のもの	介護者が使用者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年

		体障がい児で原則3歳以上の者			
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者で、原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)及び難病患者等で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、使用者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)及び難病患者等で常時介護を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	使用者が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 5,400円(難病患者等が便器に手すりをつけた場合)	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	4,460円	2年

	歩行支援用具(移動・移乗支援用具)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び難病患者等で下肢が不自由な者。 ただし、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ・使用者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	60,000円	8年
			・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障がい者(児)。又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	36,750円	3年
	特殊便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)及び重度又は	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護してい	151,200円	8年

		最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者並びに難病患者等で上肢機能に障がいのある者。ただし、原則として学齢児以上の者	る者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)及び難病患者等であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯(難病患者等については、火災警報機を除く)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しく	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年

		は最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	—
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者(児)で聴覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者及び難病患者等で呼吸機能に障がいのある者	使用者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器			56,400円	5年
	酸素ボン	医療保険における		17,000円	10年

	ベ運搬車	在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)			
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器障がいが3級以上の身体障がい者(児)であって、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者及び難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	使用者が容易に使用し得るもの	50,000円 157,500円 (難病患者等)	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいを有	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円	5年

		する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者			
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者(児) インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1)　標準型 ア　両面書真鍮板製 イ　両面書プラスチック製 (2)　携帯用 ア　片面書アルミニューム製	(1)　標準型 ア　10,400円 イ　6,600円 (2)　携帯用 ア　7,200円 イ　1,650円	標準型7年 携帯型5年

			イ　片面書プラスチック製		
	人工内耳用電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障がい者(児)		月額 2,500円	—
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい者2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品及び、視覚障がい者(児)が用意に使用し得るもの又は、音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が用意に使用し得るもの	再生専用 35,000円 録音再生 85,000円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する	99,800円	6年

			もので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		
	視覚障がい者用読書器	視覚に障がいを有する視覚障がい者(児)であって、本装置により印刷物等の内容を把握することが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	印刷物等をとらえ、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。又は、音声読み上げ機能が付加されているもの。	198,000円	8年
	暗所視支援眼鏡	原則として学齢児以上の視覚障がい者又は視覚障がい児であって、医師の意見書で有用性が認められる者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	395,000円	8年
	視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。視覚障がい者のみの世帯及びこれに順ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	テレビ音声及びAM／FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、障がい者が容易に使用できるもの。	29,000円	6年
	盲人用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	13,300円	10年

	聴覚障がい者用情報通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障がい用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源	笛式 8,100円 電動式 70,100円	—

			を口腔内に導き構音化するもの		
	埋込型人工咽頭用人工鼻	喉頭摘出者のうち常時埋込型の人工喉頭を使用する者	呼気を加温・加湿させ、手動又は自動で気管孔を閉鎖することでシャント発声を可能とするもの（接続器具、被膜材、接着剤及び剥離剤、衛生用具等の附属品を含む）。	月額 24,000円	—
情報・意思疎通支援用具	福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいを有する聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円	—
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上の聴覚障がい者等であ	聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの	7,700円	—

		って、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	視覚障がい者用ワードプロセッサー(共同利用)	視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—
	点字図書	市長が別に定める。			—
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィ	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円 ※価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体	—

			ルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	に密着させるものを含む月額であること。	
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	—
	収尿器	高度の排尿機能障がい	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	—
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	市長が別に定める。			—

(注)

1　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

2　聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

3　対象者及び性能については、重度身体障がい者に対する日常生活用具の給付及び貸与について(平成12年3月31日付障第267号)及び重度身体障がい児・者に対する日常生活用具の給付及び貸与について(平成12年3月31日付障第268号)による。

4　基準額は平成17年度における国庫補助基準額(補装具から移行された用具については、補装具の基準額)とする。

5　難病患者等の範囲は、法第4条第1項の政令で定める疾病とする。

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

年　　月　　日

菊池市長　　様

住　所

申 請 者　氏　名

対象者との続柄　　(　　)

電話番号　　(　　)

菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱第4条の規定により、日常生活用具給付(貸与)を申請します。

対象者	氏　　名		生年月日	年　月　日生(　歳)
	個人番号			
	住　　所			
	障害者手帳	第　　号		年　月　日交付
	障害名		障害等級	種　級
	疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)		

	氏　　名	対象者との続柄	生年月日	備考(対象者に対する介護の状況等)
世帯状況				

給付(貸与)を希望する理由	
給付(貸与)を受けたい用具の名称	
給付(貸与)上、特に希望する事項	
該当する所得区分	生活保護　・　(低所得1　・　低所得2)　・　一般　・　一定所得以上
世帯範囲の特例に関する認定	□ 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等の被扶養者となっていない。
生活保護への移行予防措置に関する認定	□ 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。
備　　考	

申請にあたっては、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会することを承諾します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　1　この申請書には、次の書類を添付すること。

(1)　給付又は貸与を希望する用具の見積書

(2)　市町村民税非課税世帯のものは、本人又は保護者の1年間の収入がわかる証明の写し。

様式第2号(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)調査書

①申請書受付番号及び受理年月日	第　　号 年　月　日	②申請者氏　名		③対象者との続　　柄	

④対象者	氏　　名			生年月日	年　　月　　日			
	住　　所							
	障害者手帳番号	第　　号						
	障害名						障害等級	
⑤世帯状況	氏　　名	年齢 1／1時点	対象者との続柄	課税区分	市町村民税均等割額	市町村民税所得割額	収入状況	備　　考

⑥所得区分	1．生活保護　(2．低所得1　3．低所得2)　4．一般　5．一定所得以上

⑦給付(貸与)の要・否	1　要 2　否	要否の理由

⑧　給付(貸与)する用具名(型)		⑨　月額負担上限額	円
⑩　基準額	円	⑪　見積額	円
⑫　利用者負担額	円	⑬　公費負担額	円

⑭その他特記事項	

上記のとおり確認しました

年　　月　　日　　調査員　　氏名

様式第3号(第6条関係)

日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書

年　　月　　日

様

菊池市長　　印

菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">給　付　番　号</td><td>第　　号</td><td>給付決定
年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象者住所</td><td></td><td>対象者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">給付する用具名
(形式規模等を含む)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">納入業者</td><td>所在地</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">基準額</td><td>円</td><td>見積額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者負担額</td><td>円</td><td>公費負担額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="5">備考</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td colspan="4">①　日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものですので、支払うこととされた額については、速やかに支払って下さい。
②　給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
③　②に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</td></tr>
</table>

2　却下

理　　由	

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に菊池市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、菊池市を被告として(訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第4号(第6条関係)

菊池市日常生活用具給付(貸与)券

<table>
<tr><td>1　給付番号</td><td>第　　号</td><td>2　支給決定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>3　対象者氏名</td><td></td><td>4　生年月日</td><td colspan="2">年　月　日(　歳)</td></tr>
<tr><td>5　住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>6　給付等決定者等</td><td></td><td>7　対象者との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>8　給付等する用具名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>9　納入業者住所</td><td colspan="2"></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>10　納入業者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>11　基準額</td><td></td><td>12　見積額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>13　利用者負担額</td><td></td><td>14　公費負担額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">備考</td></tr>
<tr><td colspan="5">15　この給付券の有効期限</td></tr>
<tr><td>給付等決定者等が業者に提示する期限</td><td>年　月　日</td><td></td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり決定する。
年　月　日
菊池市長　印</td></tr>
<tr><td>16　業者の用具納入日</td><td>年　月　日</td><td>17　給付等決定者等より受領した額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>18　納入業者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>19　受領年月日</td><td>年　月　日</td><td>20　用具受領者氏名及び印鑑</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>21　その他特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注　本表は、1～15、21は市、16～18まで納入した業者が、19～20は受領者が記入すること。

様式第5号(第11条関係)

日常生活用具貸与取消通知書

年　　月　　日

様

菊池市長　　印

菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

貸与番号	第　　号	貸与取消年月日	年　　月　　日
対象者氏名		障害者手帳番号	第　　号
貸与用具名(形式規模等を含む)			
取消理由			
注意事項	貸与用具については、菊池市長の指示に従い速やかに返還して下さい。		

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に菊池市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、菊池市を被告として(訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第6号(第15条関係)

日常生活用具給付(貸与)台帳

申請受付月日	ケース番号	氏名	居住地	手帳番号(等級)	障害区分	品名	給付貸与決定月日	給付券等番号	業者名	価格	費用負担額	受領月日	支出金額	備考
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	
								給・貸 第　号		円	円		円	

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第11条関係）

様式第６号（第15条関係）